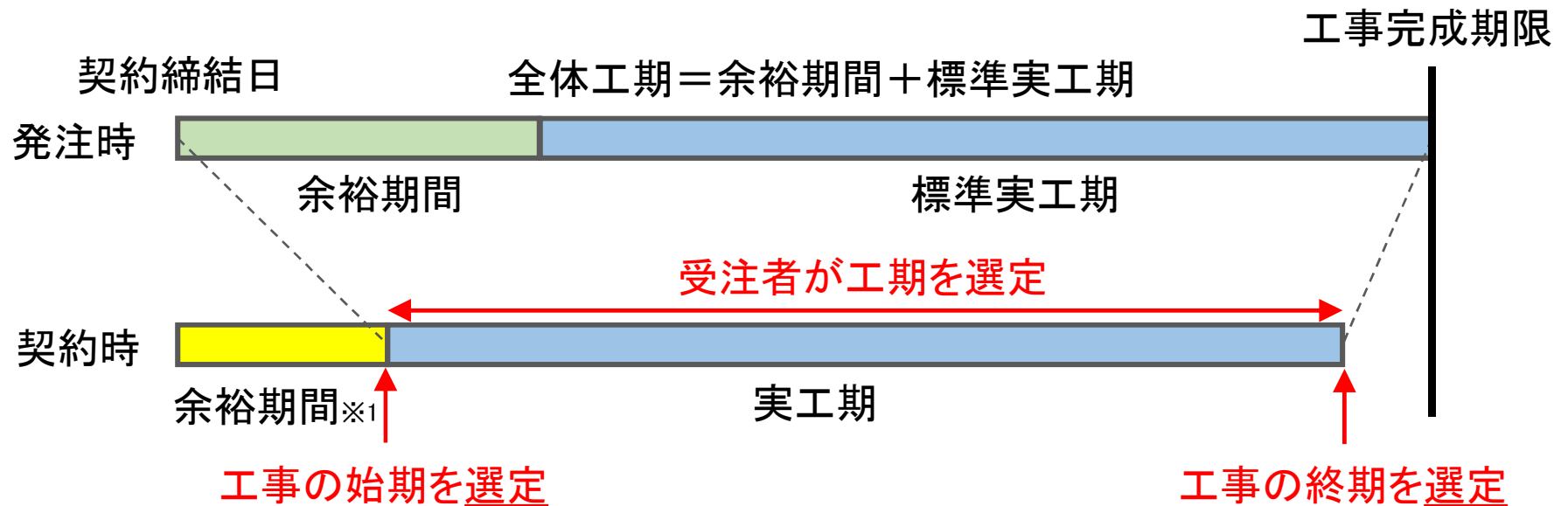


余裕期間制度（イメージ）

フレックス方式：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間：発注者は、余裕期間を標準実工期の30%を超えず、かつ、4カ月を超えない範囲で設定。
(発注者の設定時の考え方であり、受注者が選定する工期の始期までの「余裕期間※1」には適用しない。)
技術者の配置必要なし。
現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)。
2. 実工期：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

余裕期間制度(フレックス方式)

